保護者様

改訂版（保存用）

令和２年７月９日

京都市立安朱小学校
校　長　加村　和美

台風・地震等の接近に伴う非常措置について

平素は何かと本校教育にご協力，ご支援をいただきまして誠にありがとうございます。
本校においては，台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては，「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨，暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合には，下記のような措置を取りますので，テレビ，ラジオ，インターネット等の情報に注意してください。
＊網掛け部分が訂正箇所になります。

豪雨・台風等に対する非常措置について

記

1.　「特別警報」について

（1）登校前に発令された場合

◆「特別警報」が解除されるまでは，命を守る行動を取ることを優先し，登校を見合わせ，自宅待機させてください。

（2）「特別警報」が解除された場合については，以下の措置を取ります。

◆ 深夜0時までに解除になった場合……5校時（13時30分）から始業　＜給食中止＞
◆ 深夜0時現在，特別警報発令中の場合…臨時休業

（3）在校中に発令された場合

◆ 下校の安全が確認できるまで，学校に留め置くこととし，その後，気象状況や通学路の状況などに十分配慮し，帰宅させるかどうかを判断します。なお，帰宅させる場合には，集団下校とします。
※「昼間，家が留守になる」などで，帰宅先の判断に困る場合があります。お子たちがどこへ帰宅すればよいのか（自分の家・祖父母宅など）警報発令が予想されそうなときには，本人がわかるよう確実に伝えておいてください。不測の事態においては，保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

2.　「暴風警報」について

（1）登校前に発令された場合

◆「暴風警報」が解除されるまでは，登校を見合わせ，自宅待機させてください。

（2）「暴風警報」が解除された場合については，以下の措置を取ります。

◆ 午前 7時までに解除になった場合・・・・ 平常通り授業
◆ 午前 9時までに解除になった場合・・・・ 3校時(10時30分)から授業
◆ 午前11時までに解除になった場合・・・・ 5校時(13時30分)から授業　＜給食中止＞
◆ 午前11時現在，警報発令中の場合・・・・ 臨時休業

※「暴風警報」以外の警報については，非常措置の対象となりません。

（3）在校中に「暴風警報」が発令された場合

◆ 保護者への引き渡しを基本とします。
※ なお，児童は通常の下校時間まで学校で待機させますが，それ以降は気象状況や通学路の状況などに十分配慮の上，引率の下，集団下校をさせます。
※ 帰宅先については，お子たちと共に確認していただきます様，よろしくお願いします。

3. 「大雨警報」「洪水警報」について

大雨警報，洪水警報等が発表された場合

気象状況により，大雨警報，洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合，教育委員会の判断により臨時休校になる場合があります。その場合には，学校ホームページやPTAメール等で最新の情報をお知らせしますのでご確認をお願いします。

（特に，全市的に避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。）

4. 「避難勧告」「避難指示」について

避難勧告，避難指示（緊急）が発令された場合について

（1）水害の避難勧告等について

安朱学区は，「山科川の浸水想定区域」であるため，避難勧告等の発令対象地域です。安朱学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には，暴風警報が発表された場合に準じた措置をとります。

【参考】避難勧告の名称について（学区ごとに発令されます）

※「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし，「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合であっても，状況等によっては休校措置（登校の見合せ等）を取る場合があります。

避難勧告等の種類	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
発令時の状況	・避難行動要支援者とその支援者が避難行動を開始する必要がある状況 ・災害により人的被害が発生するおそれがあり，避難行動の準備を行う必要がある状況	・災害により人的被害が発生する可能性が高まり避難行動を開始する必要がある状況	・災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し，立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況
市民が取るべき行動	・避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は避難行動を開始 ・速やかな避難にむけた準備	・立退き避難 ・屋内安全確保	・立退き避難をしそびれた者の立退き避難 ・立退き避難に時間的余裕がない場合等の生命を守る最低限の行動

5. 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合，もしくは避難勧告，避難指示（緊急）が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで，下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととし，その後，保護者への引き渡し帰宅とします。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことといたします。

以上，お子様にもその旨ご指導頂きますようお願いします。

上記の措置は，今後接近する台風においても同様ですので，このプリントを目につく所などに掲示していただきますようお願いいたします。

地震に対する非常措置について

本校においては，京都市域において震度５弱以上の地震があった場合は，下記のような措置を取りますので，テレビ，ラジオ，インターネット等の情報に注意してください。

記

１　登校前に発生した場合

（１）京都市域に震度５弱以上の地震が発生した時は，次の登校日を臨時休業とします。

※学校所在の山科区だけでなく，京都市域のいずれかの行政区で震度５弱以上を観測した場合の措置です。

※下校後，深夜０時までに発生した場合は翌日を臨時休業に，深夜０時以降，登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※休業日，休業前日の下校後に発生した場合は，原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが，　安全が確認でき，授業等を実施する場合は，（ホームページ／メール配信）により，授業等を実施する旨を連絡します。

（２）臨時休業とした場合，登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ，改めて学校から連絡します。

２　在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで，余震等の影響を踏まえ，下校の安全が確認できるまでは学校に留め置き，その後，保護者への引き渡し帰宅とします。

３　家庭での啓発

災害時，急に考えたり行動したりすることは難しく，普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき，起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか，御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上，お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。